更新検査が完了し、上記の議定書第Ⅰ章第13規則(4)の規定を適用する場合における裏書

この証書は、上記の議定書第Ⅰ章第13規則(4)の規定に従い、この証書を添付する国際漁船安全証書が効力を有していることを条件として、……まで効力を有するものとする。

署名……
（権限を与えられた職員の署名）

場所……

日……

（必要に応じて、当局の印章）

上記の議定書第Ⅰ章第13規則(5)の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

この証書は、上記の議定書第Ⅰ章第13規則(5)の規定に従い、この証書を添付する国際漁船安全証書が効力を有していることを条件として、……まで効力を有するものとする。

署名……
（権限を与えられた職員の署名）

場所……

日……

（必要に応じて、当局の印章）

注１　漁船の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。

注２　該当しないものを抹消すること。

３　国際漁船安全証書の設備の様式

国際漁船安全証書のための設備の記録

この記録は、常に国際漁船安全証書に添付するものとする。

1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する

1993年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する2012年のケープタウン協定に係る設備の記録

１　漁船の要目

船名……

船舶番号又は信号符字……

船籍港……

長さ（L）(第Ⅰ章第２規則(5)）／総トン数（第Ⅰ章第２規則(22)）(注１)……

２　救命設備の詳細

１　備えている救命設備　　総計……人分		
	左舷	右舷
２　救命艇の総数	……	……
2.1　救命艇に収容される人数の総計	……	……
2.2　部分閉囲型の救命艇（第Ⅶ章第18規則）の数	……	……
2.3　全閉囲型の救命艇（第Ⅶ章第19規則）の数	……	……
３　救助艇の数	……	
3.1　２の救命艇の総数に含まれる救助艇の数	……	
４　救命いかだ	……	
4.1　承認された進水装置を必要とする救命いかだ	……	
4.1.1　救命いかだの数	……	
4.1.2　救命いかだに収容される人数	……	
4.2　承認された進水装置を必要としない救命いかだ	……	
4.2.1　救命いかだの数	……	
4.2.2　救命いかだに収容される人数	……	
５　救命浮環の数	……	
６　救命胴衣の数	……	
７　イマーション・スーツ	……	
7.1　総数	……	
7.2　救命胴衣の要件に適合するイマーション・スーツの数	……	
８　保温具(注２)の数	……	
９　救命設備において使用する無線設備	……	
9.1　レーダー・トランスポンダの数	……	
9.2　双方向ＶＨＦ無線電話装置の数	……	

３　無線設備の詳細

項　　目	実際の措置
１　主な設備	
1.1　ＶＨＦ無線設備	
1.1.1　デジタル選択呼出装置	……
1.1.2　デジタル選択呼出聴守装置	……
1.1.3　無線電話	……
1.2　ＭＦ無線設備	
1.2.1　デジタル選択呼出装置	……
1.2.2　デジタル選択呼出聴守装置	……
1.2.3　無線電話	……
1.3　ＭＦ／ＨＦ無線設備	
1.3.1　デジタル選択呼出装置	……
1.3.2　デジタル選択呼出聴守装置	……
1.3.3　無線電話	……
1.3.4　直接印刷電信	……
1.4　インマルサット船舶地球局	……